

○藤岡市議会政務活動費の交付に関する規則

平成14年3月8日

規則第8号

改正 平成25年2月26日規則第4号

藤岡市議会政務調査費の交付に関する規則(平成13年規則第14号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、藤岡市議会政務活動費の交付に関する条例(平成14年条例第10号。以下「条例」という。)に基づき交付される政務活動費について、必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、市長に対し、議長を經由して藤岡市議会政務活動費交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった議員について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該議員に藤岡市議会政務活動費交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付請求)

第4条 議員は、市長に対し、議長を經由して藤岡市議会政務活動費交付請求書(様式第3号)を提出するものとする。

(使途基準)

第5条 条例第5条に規定する政務活動費を充てることができる経費の使途基準は、別表に掲げる項目ごとにおおむね右欄に掲げる支出の主な例のとおりとする。

(収支報告書の写しの送付)

第6条 議長は、条例第6条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

第7条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書及び藤岡市議会政務活動費支払証明書(様式第4号)等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

2 収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過しない間に当該議員が辞職したときは、前項の書類は議長が引き継ぎ、保管するものとする。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に市長に提出する藤岡市議会政務活動費交付申請書、藤岡市議会政務活動費交付請求書及び市長が通知する藤岡市議会政務活動費交付決定通知書から適用し、この規則の施行の日前にこの規則による改正前の藤岡市政務調査費の交付に関する規則の規定により市長に提出した藤岡市議会政務調査費交付申請書、藤岡市議会政務調査費交付請求書及び市長が通知した藤岡市議会政務調査費交付決定通知書については、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

項目	支出の主な例
調査研究費	資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等
研修費	講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等
広報費	広報紙・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等
広聴費	資料印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等
要請・陳情活動費	資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等
会議費	会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等
資料作成費	印刷製本代、翻訳料、事務機器購入費、リース代等
資料購入費	書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等
人件費	給料、手当、賃金等
事務所費	事務所の賃借料、維持管理費、備品購入費、文書通信費、事務機器購入費、リース代等

様式第1号(第2条関係)

様式第1号(第2条関係)

議 長

年 月 日

(あて先)藤岡市長

議員名

印

藤岡市議会政務活動費交付申請書

藤岡市議会政務活動費の交付に関する規則第2条の規定により、下記のとおり申請します。

記

交 付 申 請 額 (年度分) 金 円

様式第2号(第3条関係)

様式第2号(第3条関係)

議 長

	年 月 日
議員 様	
	藤岡市長 印
藤岡市議会政務活動費交付決定通知書	
年 月 日申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、藤岡市議会政務活動費の交付に関する規則第3条の規定により通知します。	
記	
年度政務活動費交付決定額(年間)金	円

様式第3号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

議 長

年 月 日

(あて先)藤岡市長

議員名

印

藤岡市議会政務活動費交付請求書

藤岡市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

1 金 円

ただし、年 月分～ 年 月分

2 振込先

様式第4号(第7条関係)

様式第4号(第7条関係)

藤岡市議会政務活動費支払証明書

金 _____ 円

上記の金額を支払ったことを証明します。

年 月 日

議員名

印

内 訳		
債 権 者	住 所	
	氏 名	